

田野町住宅耐震改修費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、既存住宅の耐震改修の促進を図り、地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的とし、田野町にある既存住宅の耐震改修設計及び耐震改修工事を行う者に対する補助金の交付について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「既存住宅」とは、昭和56年5月31日以前に建築された住宅（人の居住の用に供する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）をいう。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの
  - イ 販売を目的とするもの
- (2) 「既存木造住宅」とは、既存住宅のうち、木造の住宅（在来工法（軸組構法及び伝統構法をいう。）又は枠組壁工法による戸建て、長屋及び共同住宅であって、併用住宅を含み、持ち家又は貸家の別を問わない。）をいう。
- (3) 「既存非木造住宅」とは、既存住宅のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及びこれらの構造と木造との混構造の住宅（戸建て、長屋及び共同住宅であって、併用住宅を含み、持ち家又は貸家の別を問わない。）をいう。
- (4) 「耐震診断士」とは、高知県が実施する耐震診断士養成講習会の課程を修了し、高知県から登録を受けた者をいう。
- (5) 「指定耐震診断士」とは、緊急に木造住宅耐震診断を実施する木造住宅耐震診断士として、町長が指定した耐震診断士である者をいう。
- (6) 「構造設計一級建築士等」とは、建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第10条の2第3項の規定により国土交通大臣から構造設計一級建築士証の交付を受けた建築士又は耐震改修支援センター（財団法人日本建築防災協会）の「耐震診断、耐震改修を実施する建築士事務所」一覧に掲載されている建築士事務所に所属する建築士をいう。
- (7) 「木造住宅耐震診断」とは、田野町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の規定に基づき実施した耐震診断をいう。
- (8) 「非木造住宅耐震診断」とは、既存非木造住宅の地震に対する安全性を構造設計一級建築士等が評価する耐震診断をいう。
- (9) 「上部構造評点」とは、改訂版高知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づく耐震診断による評点をいう。
- (10) 「登録設計事務所」とは、高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に基づき登録された建築士事務所をいう。
- (11) 「登録工務店」とは、高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に基づき登録された工務店をいう。
- (12) 「耐震改修設計」とは、地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事の

設計図書（計画書、見積内訳書を含む）の作成（既存木造住宅については登録設計事務所に所属する耐震診断士が、既存非木造住宅においては構造設計一級建築士等が行ったものに限る。）をいう。

- (13) 「耐震改修工事」とは、地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事（既存木造住宅については登録工務店が行ったものに限る。）をいう。
- (14) 「木造住宅耐震改修設計費補助事業」とは、既存木造住宅の耐震改修設計に要する費用の一部又は全部を当該住宅の所有者に対して補助する事業をいう。
- (15) 「非木造住宅耐震改修設計費補助事業」とは、既存非木造住宅の耐震改修設計に要する費用の一部を当該住宅の所有者に対して補助する事業をいう。
- (16) 「木造住宅耐震改修工事費補助事業」とは、既存木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部又は全部を当該住宅の所有者に対して補助する事業をいう。
- (17) 「非木造住宅耐震改修工事費補助事業」とは、既存非木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を当該住宅の所有者に対して補助する事業をいう。
- (18) 「住宅段階的耐震改修支援事業」とは、既存木造住宅のうち戸建て及び併用住宅の耐震改修工事を段階的に行うために要する費用の一部を当該住宅の所有者に対して補助する事業をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 現に居住の用に供している町内の既存住宅の所有者であること。ただし、当該所有者と親子関係にある者等、町長が特に必要と認めた者については、この限りでない。
- (2) 町税、県税等を滞納していない者であること。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う町内の既存住宅の耐震改修設計及び耐震改修工事で、別表第1から別表第5に定める要件を満たすものとする。

- 2 補助対象者が行う補助対象事業のうち、耐震補強に明らかに寄与しない設計又は工事がある場合は、これに係る経費を分離して算定するものとする。

（補助対象経費及び補助金額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は別表第1から別表第5に定める要件を満たすものとする。

（事業の認定）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、当該交付を受けようとする事業の着手前に、当該事業について、事業の認定を受けなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の認定を受けようとする補助対象者は、当該認定を受けようとする事業の着手予定の1月前までに田野町住宅耐震改修設計費補助事業認定申請書（第1号様式）、田野町住宅耐震改修工事費補助事業認定申請書（第2号様式）又は田野町住宅段階的耐震改修工事費補助事業認定申請書（第3号様式）に、その申請の区分に応じて次に掲げる書類を添えて町長に申請しな

なければならない。

(1) 耐震改修設計費補助金

ア 耐震診断報告書（写し）

イ 位置図

ウ 耐震改修設計見積内訳書

エ 当該建築物の所有者と占有者が異なる場合は、耐震改修設計を行うことについての占有者の同意書（第4号様式）

オ 町税、県税完納証明書

カ その他町長が必要と認める書類

(2) 耐震改修工事費補助金

ア 耐震診断報告書（写し）

イ 耐震改修計画報告書（第5号様式）

ウ 位置図、配置図、平面図等（改修内容の記載されたもの）

エ 耐震改修工事後の想定耐震診断報告書（写し）

オ 工程表

カ 耐震改修工事費見積内訳書

キ 当該建築物の所有者と占有者が異なる場合は、耐震改修工事を行うことについての占有者の同意書（第4号様式）

ク 町税、県税完納証明書（ただし、耐震改修設計と耐震改修工事を同一年度で行う場合を除く）

ケ その他町長が必要と認める書類

(3) 段階的耐震改修工事費補助金

ア 耐震診断報告書（写し）

イ 段階的耐震改修計画報告書（第5号様式）

ウ 位置図、配置図、平面図等（改修内容の記載されたもの）

エ 段階的改修工事後の想定耐震診断報告書（写し）

オ 工程表

カ 段階的改修工事費見積内訳書

キ 当該建築物の所有者と占有者が異なる場合は、耐震改修工事を行うことについての占有者の同意書（第4号様式）

ク 町税、県税完納証明書（ただし、耐震改修設計と段階的耐震改修工事を同一年度で行う場合を除く）

ケ 理由書および誓約書（第6号様式）

コ その他町長が必要と認める書類

- 3 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、これを認定したときは、田野町住宅（段階的）耐震改修（設計・工事）費補助事業認定通知書（第7号様式）によって、これを認定しないときは、その旨を書面で当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

（補助事業の変更承認等）

第7条 前条第1項の認定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、当該認定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ田野町住宅（段階的）耐震改修（設計・工事）費補助事業変更等承認申請書（第8号様式）に必要な書類を添えて町長に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、これを速やかに審査し、変更又は中止の適否を決定し、田野町住宅（段階的）耐震改修（設計・工事）費補助事業変更等承認通知書（第9号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに田野町住宅耐震改修設計費補助事業実績報告書（第10号様式）、田野町住宅耐震改修工事費補助事業実績報告書（第11号様式）又は田野町住宅段階的耐震改修工事費補助事業実績報告書（第12号様式）に、その補助金の区分に応じて次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

（1）耐震改修設計費補助金

- ア 耐震改修工事後の想定耐震診断報告書（ただし、木造住宅耐震改修の場合は、精密診断法による耐震改修工事後の想定耐震診断報告書）
- イ 耐震改修設計図書
- ウ 耐震改修設計契約書（写し）
- エ 耐震改修設計代金領収書（写し）
- オ その他町長が必要と認める書類

（2）耐震改修工事費補助金

- ア 耐震改修実績報告書（第5号様式）
- イ 耐震改修工事後の耐震診断報告書（ただし、木造住宅耐震改修の場合は、選任した耐震診断士が作成した精密診断法による耐震改修工事後の耐震診断報告書）
- ウ 耐震改修工事竣工図（改修内容の記載されたもの）
- エ 耐震改修工事写真（耐震改修工事のすべての補強内容が確認できるもの）
- オ 耐震改修工事請負契約書（写し）
- カ 耐震改修工事代金領収書（写し）
- キ その他町長が必要と認める書類

（3）段階的耐震改修工事費補助金

- ア 段階的耐震改修実績報告書（第5号様式）
- イ 段階的耐震改修工事後の耐震診断報告書（ただし、木造住宅段階的耐震改修の場合は、選任した耐震診断士が作成した精密診断法による住宅段階的耐震改修工事後の耐震診断報告書）
- ウ 段階的耐震改修工事竣工図（改修内容の記載されたもの）
- エ 段階的耐震改修工事写真（耐震改修工事のすべての補強内容が確認できるもの）
- オ 段階的耐震改修工事請負契約書（写し）
- カ 段階的耐震改修工事代金領収書（写し）
- キ その他町長が必要と認める書類

- 2 補助金申請者が補助金交付の請求及び受領を登録設計事務所又は登録工務店（以下「登録事業者」という。）に委任する場合は、前項の実績報告書に補助事業完了明細書（様式第13号）を添付しなければならない。

（補助金の交付予定額の算定）

第9条 町長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が当

該補助事業の認定の内容に適合すると認めるときは、補助金の交付予定額を算定し、田野町住宅（段階的）耐震改修（設計・工事）費補助金交付予定額通知書（第14号様式）によって補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第10条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、田野町住宅（段階的）耐震改修（設計・工事）費補助金交付申請書（第15号様式）を、当該通知を受けた日から30日以内又は当該年度に属する2月28日までのいずれか早い日までに町長に申請しなければならない。

2 補助事業者は、第1項の申請にあたっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（前条の補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に当該金額に100分の25を乗じて得た額を加えた金額をいう。以下同じ。）があるときは、これを減額して申請しなければならない。

3 補助事業者と補助金申請書が異なる場合又は補助金申請者が補助金交付の請求及び受領を登録事業者に委任する場合は、第1項の補助金交付申請書に補助利用についての確認書（第16号様式）を添付しなければならない。

（補助金の交付決定）

第11条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、田野町住宅（段階的）耐震改修（設計・工事）費補助金交付決定通知書（第17号様式）によって、補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが田野町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年田野町告示第2号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当すると認めるときは、補助金等の交付の対象としない。

（交付申請の取下げ）

第12条 補助事業者は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を書面で町長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（補助金の交付請求及び交付）

第13条 補助事業者は、第11条の通知を受けたときは、田野町住宅（段階的）耐震改修（設計・工事）費補助金交付請求書（第18号様式）によって町長に補助金の交付を請求するものとする。

2 補助金申請者が、前項の補助金交付の請求をするにあたり、その請求及び受領を登録事業者に委任する場合は、補助金交付請求書に請求及び受領委任状（第19号様式）を添付しなければならない。この場合において、前項中「補助事業者」とあるのは「登録事業者」と読み替えるものとする。

3 町長は、第1項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (4) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (5) 田野町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当すると認められたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(現場検査等)

第16条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは現場検査をすることができる。

2 耐震改修工事において現場検査をするときは、補助事業者は、木造住宅耐震改修工事については登録工務店に所属又は連携する耐震診断士若しくは選任した耐震診断士を、非木造住宅耐震改修工事においては構造設計一級建築士等を検査に立ち合わせなければならない。

(整備保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年8月1日から施行し、令和元年4月1日以降に着手したのものから適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(田野町住宅耐震改修費等補助金交付要綱の廃止)

3 田野町住宅耐震改修費等補助金交付要綱(平成25年田野町要綱第5号)は、廃止する。